

(1) 市民等の参画について

公共施設は市民や地域が共有する財産であることから、今後のあり方を考える上では、市民等のニーズを的確に把握するため、**市民等の参画**を得ながら、**丁寧な対話**のもと検討を進めていく必要がある。

公共施設は、その周辺地域のまちづくりにおいて重要な役割を担っている。**市民等は地域の課題を抽出**し、市は市民等と課題解決に資する公共施設のあり方について検討していく必要がある。なお、議論のプロセスにおいては、**市から施設情報を提供**するとともに、地域の実情に応じて市から適切な支援を行い、議論が円滑に進むよう配慮していく必要がある。

本市では「参画と協働のまちづくり」の考え方を踏まえ、その更なる浸透を図りながらまちづくりを進めており、地域に関わる様々な主体との連携が求められている。今後の市民サービスの提供においては、市民や市民公益活動団体(自治会やコミュニティ、ボランティア、NPO等)、事業者などの役割がますます重要になると考えられ、これらの**多様な主体が担い手**になることも想定しながら、より良いサービス提供を目指していく必要がある。

(2) 公共施設の機能について

現在の公共施設は、その時々必要性に応じて建設されてきたものである。本市では高度成長期の急速な市街化を経て、一度に高齢化と施設の老朽化が進行していることから、今後の公共施設に求められる**市民ニーズを見据えて**、機能の見直しを図っていく必要がある。

例えば、市民意識調査の結果において、「サービスに対する重要度が高いにも関わらず、利用者の満足度が低い施設」(P.13の4象限左上の領域)、「利用者の満足度が高い一方で、サービスの重要度が低い施設」(P.13の4象限右下の領域)については**改善**していく必要がある。また、「重要度・満足度がいずれも低い施設」(P.13の4象限左下の領域)については、**廃止も含め抜本的に見直し**していく必要がある。

今後の公共施設のあり方としては、**施設を維持していくという従来の考え方に捉われず、選択と集中により機能を見直す**ことを通じて、市民サービスの質の向上を図っていく必要がある。

(3) 公共施設等の更新と維持管理について

【施設の総量について】

公共施設については、**学校施設**の面積が大きな割合を占めており、その建替え時期に連動して施設更新費用が増大する見込みとなっている。今後の人口減少の局面においては、教育環境や通学条件等を総合的に考慮しつつ、**サービス水準の維持を前提とした上で、更新すべき量を精査**していく必要がある。一方、学校施設については、これまで耐震化・大規模改修等の取組を進めており、中長期的な活用が期待できる点や、地域にとつての拠点・シンボルであることなどの特性を考慮した上で、**利活用の方向性**を定めていく必要がある。

また、**学校以外の公共施設**については、人口動向や市民の利用状況、老朽化の状況等を踏まえた上で**サービス水準は可能な限り維持しつつ、施設の総量縮減を視野に検討**を進めていく必要がある。

本市の投資的経費の水準に対し、中長期的には様々な公共施設等の更新などにより、その水準を上回る規模の財政支出が見込まれる。これに対し、今後の人口動向や財政状況等を勘案しながら、**更新すべき対象施設の取捨選択**を行う必要がある。

但し、**インフラ施設**については、市民生活や経済活動を支え、都市の骨格となる重要な基盤であり、容易に量を減らせるものではないことから、**総量については現状を維持**していく方向が妥当である。一方で、維持管理面での効率化など、財政負担の軽減に向けた取組を検討していく必要がある。

【施設の維持管理と更新手法について】

財政負担軽減の観点から、施設を長期間適正に維持管理し、更新負担を抑えていく必要がある。また、長期間の使用を想定したインフラ施設や一部の公共施設については、費用(ライフサイクルコスト)と延命効果を見極めた上で、**長寿化**に向けた取組を進めていく必要がある。

また、公共施設の更新や改修においては、将来的な利用ニーズ等の変化に対応できるよう施設の構造躯体(スケルトン)と内装・間仕切り(インフィル)を切り分けて考え、**長期間において柔軟に施設が活用できるような方策**を検討する必要がある。

(4) 市民サービスの提供における民間活用について

市民サービスの提供においては、**民間の施設やノウハウ等を有効活用**することで、より充実したサービスの提供が低廉なコストで実現できる可能性がある。今後は、市による施設保有や直接的なサービス提供に捉われず、民間の施設やノウハウ等を有効に活用しながら、**公共施設におけるストックの最適化とサービス向上の両立**を目指していく必要がある。

基本的な方向性(3つの柱)

1 参画と協働を踏まえた取組の推進

- ◆ 市民等との丁寧な対話
- ◆ 多様な主体によるサービスの提供

2 公共施設の機能の最適化

3 将来を見据えた施設整備と維持管理

- ◆ 施設総量の適正化
- ◆ 適正な維持管理

【用語の定義】

「公共施設」と「公共施設等」について

「公共施設」とは、学校や庁舎、図書館など、いわゆる「施設(ハコモノ)」として存在しているものが該当する。
「公共施設等」とは、上記の公共施設に加えて、道路や橋りょうなど、いわゆる「インフラ」も含めたものを総称して表現している。

公共施設の「機能」について

公共施設にはそれぞれの「機能」が備わっている。例えば、公民館や図書館、文化ホールなどであれば、「会議」や「交流」「読書」「文化活動」などを行うために「利用できる場」を提供することが主な機能である。また、学校や幼稚園・保育所、福祉施設、病院などであれば「教育」「保育」「介護・福祉」「医療」などの「サービスを提供する場」が主な機能となる。

「市民等」について

「市民等」とは、市民、市民公益活動団体、事業者を意味している。また、「市民公益活動団体」とは自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO等を意味している。

「参画と協働」について

「参画」とは、市民、市民公益活動団体及び事業者が市の政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的にかかわって意見や提言を行うことを意味している。
「協働」とは、地域の課題解決に向けて、市民、市民公益活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割に基づき、互いの立場を尊重し、相互に補完し合うことを意味している。

1 参画と協働を踏まえた取組の推進

(1) 市民等との丁寧な対話

公共施設の更新(建替え)や統合・廃止など、公共施設のあり方を考える上で、市は市民等との対話のために必要となる公共施設の建築年度や利用状況、維持管理経費等に係るデータベースを提供する。市は、公共施設に対するニーズや地域における公共施設の役割などを把握するため、データベース等の情報をもとに説明会や出前講座等を開催し、市民等と丁寧な対話を行う。市民等と市は、まちづくりにおける課題を抽出し、市は様々なまちづくりの主体と課題解決方策をともに検討し、地域にとって意義のある利活用の方向性を検討していく。議論のプロセスにおいては、地域の実情に応じて市から適切な支援を行い、議論が円滑に進むよう配慮していく。

(2) 多様な主体によるサービスの提供

「参画と協働のまちづくり」の考え方を踏まえ、現在、市が提供している市民サービスについては、地域の実情に応じて、民間事業者やNPO、地域住民等を含めた多様な主体によるサービス提供のあり方を検討する。また、サービス提供の手法については、市民等によるコミュニティビジネスなど、新しい枠組みも想定する。今後は、市が公共施設として保有することに捉われず、類似する機能を持つ民間施設がある場合には有効に活用し、公共施設におけるストックの最適化に向けた検討を進める。PPP・PFIなど民間活力の導入を図り、施設の整備や運営、維持管理に民間資金・ノウハウを取り入れ、効率的・効果的な市民サービスの提供とライフサイクルコストの縮減を図る。

2 公共施設の機能の最適化

目的別に施設を持つといった考え方のみに捉われず、施設の複合化や多機能化等により、利用者の利便性向上や幅広い層の集客・利用促進を図り、新たな交流や賑わいを創出する。市民にとって満足度の低い施設については、市民ニーズを踏まえて施設のハード面とソフト面の両面を見直し、市民満足度の向上を目指す。遊休化した学校施設のうち、小学校は地域にとっての拠点・シンボルであるため、利活用について地域住民等と丁寧な対話を行いながら、地域課題の解決に資する最適な機能配置(用途の転用など)に向けた検討を進める。また、中学校については、地域との関わりを考慮しつつ、企業誘致など地域活性化に向けた活用について検討を進める。

3 将来を見据えた施設整備と維持管理

(1) 施設総量の適正化

公共施設については、人口動向や財政状況等を踏まえ、サービス水準は可能な限り維持しつつ、総量適正化の観点から、原則として既存施設の一律的な更新や単一機能の施設整備は抑制する。公共施設の更新(建替え)や統合・廃止を行う場合は、利用状況や老朽化の状況などの客観的な指標をはじめ、市としての政策的必要性などを考慮しながら、対象施設の取捨選択を行う。学校施設については、教育サービス水準の維持・向上の観点から、今後の児童・生徒数の減少に応じた学校規模の適正化や校区の統廃合に関する検討を進める。インフラ施設については、市民生活や経済活動を支え、都市の骨格となる重要な基盤であることから総量を維持していく。

(2) 適正な維持管理

施設の劣化状況や不具合を把握するなど適正な維持管理を行うとともに、大規模改修や耐震化を実施することで、市民が安全・安心に利用できる状態を目指す。公共施設の更新(建替え)や大規模な改修を行う場合は、長期的なニーズの変化に柔軟に対応でき、容易に機能の転換が図れるような手法を検討する。施設の種類や用途、部材の重要度等に基づき、予防保全・事後保全等を適切に組み合わせた維持管理を行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図る。インフラ施設については、個別に策定している長寿命化計画等に基づきながら、適正な維持管理を行う。

1 市民等の参画による議論のプロセスについて

今後、公共施設等総合管理計画を実行していく上では、市はまちづくりの多様な主体との丁寧な対話のもと理解を深めていく必要があり、検討や調整を進めるに当たっては議論のプロセスが重要となる。特に地域と密接な関係にある公共施設の更新や統合・廃止などについては、以下の手順を踏まえることが重要であると考えられる。

(1) 市民等との情報共有

市は、市民等との対話のために必要となる情報として、公共施設の建築年度や利用状況、維持管理経費等に係るデータベースを整理するとともに広く公開し、市民等と市が情報共有できる環境を整える。なお、データベースを情報共有する機会として、市ホームページへの掲載や説明会、出前講座などの直接的な対話の場を想定する。

(2) 検討対象施設の抽出

将来の財政状況や人口減少等を踏まえた市からの提案や市民等からの発意によって、市は更新や統合・廃止などの検討対象となる公共施設を抽出する。

(3) 公共施設の活用方策等の検討

市は、地域住民をはじめ、地域関係者や施設利用者、民間事業者等の参画のもと、「地域別構想」や「地域別計画」の内容に沿い、地域の課題・将来像の再確認を行う。その際、市はアンケートやワークショップなど、検討の段階に応じた適切な参画手法を取り入れる。また、市は上記を踏まえて、地域住民などまちづくりの多様な主体と対話を行いながら、対象施設の活用方策等を検討する。なお、検討結果については、幅広く市民等との共有を図る。

2 計画の推進と進捗管理について

(1) 計画期間の考え方について

公共施設等総合管理計画の期間は、将来更新費用の推計期間との整合を図る観点から、平成28年度(2016年度)を起点とした40年間に設定し、2030年代の学校の更新ピークと、市庁舎(本庁舎)の想定更新時期(2050年代初頭)を過ぎた、平成67年度(2055年度)までとすることが妥当であると考ええる。但し、計画に基づく施策の進捗度合や市の政策等の動向によって、公共施設等を取り巻く環境は変化しうることから、必要に応じて計画内容の見直しを行うことが望ましい。基本的には、社会情勢や庁内での政策動向の変化を考慮し、市総合計画の改訂時期を目安として見直しを行うことが望ましいと考えられる。

(2) 全庁的な取組体制の構築等について

計画を推進していく上での庁内体制としては、一元的にマネジメントする組織体制を想定する。また、定期的な情報共有・進捗確認の場として、庁内会議等を適宜開催し、計画に基づく取組の進捗状況について確認するなど、**財政部局や施設管理部局と連携**を図りながら進行管理していくことが重要であると考えられる。

(3) 計画の進捗管理について

【計画を推進するための数値目標の検討について】

将来見込まれる更新費用と財政のバランスを図っていく上では、施設の適正な維持管理や長寿命化、民間活用、公共施設の延床面積縮減など、コスト削減のための様々な手法が必要となる。特に公共施設の延床面積の縮減は重要な手法の一つであるが、実際にその具体化を図る上ではハードルも高いことから、目標を持った上での着実な取組推進と進捗管理が必要である。公共施設の延床面積については、以下に示す考え方により計画期間内における数値目標を検討し、計画に記載することが望ましい。なお、投資的経費の水準や、公共施設の延床面積は年数を経るごとに変動しうることから、定期的に見直しを行うことで、財政状況と将来支出のバランスについて検証することが考えられる。

数値目標の検討方法

以下の手順で算出される値を「公共施設の延床面積の削減目標値」として設定する。

- 今後見込まれる公共施設とインフラ施設(道路及び橋梁)の更新、大規模改修に要する費用を推計する。(推計期間については向こう40年間を想定)
- なお、上水道及び下水道については、利用料金を前提とした公営企業会計による運営が行われており、当面の間は施設更新に一般会計からの繰出しが想定されないことを前提に、上記推計の対象外とする。一方で、市立川西病院は公営企業施設の一つであるが、建替え等においては一般会計から相当の繰出しが見込まれるため、上記推計費用に含める。
- 過去10年程度の投資的経費の動向から、標準的な水準を設定する。なお、投資的経費を大きく変動させる特殊要因(例:特定の施策・事業に伴う投資の一時的な増大や、国庫補助の制度変更に伴う市負担割合の変動など)があった場合には適宜補正を行う。
- 年間当たり更新等費用に対する投資的経費を上回る金額の比率を、「公共施設の延床面積の削減目標値」として設定する。

$$\frac{\text{投資的経費を上回る金額(年間当たり更新等費用 - 投資的経費の水準)}}{\text{年間当たり更新等費用}} \times 100$$

【市民意識(満足度)の把握について】

今回実施した市民意識調査は今後も適宜実施し、施設管理者が別途実施しているアンケートとともに公共施設に対する市民の評価を定期的に得ることで、市民サービスの改善や施設のあり方検討に活用することが有効である。